

大鎌田保育園防災計画

令和5年4月1日 作成

第1部 総論

震災時における職員の動員体制

(1) 配備・動員計画の基本方針

原則として、全職員を対象とする。

(2) 動員の事前命令及び自動参集

ア 動員対象職員は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指導命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

イ 勤務時間外においては、次のような場合は、動員命令を待つまでもなく、自発的に動員先に、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに全員が参集しなければならない。

(3) 連絡調整者

職員の中から保育園へ早く到着した順に4名を「連絡調整者」として非常災害時において、園長・主任が参集するまでの間、町防災対策本部や保護者との連絡調整を行うなど必要な対応を行う。

令和5年度 連絡調整者：樋口、植田、雨宮、降矢

風水害の対応について

- (1) 風水害時には、午前7時の段階で甲府市に「暴風警報」、「大雪警報」「暴風雪警報」が発表継続中の場合、園長・主任・クラス主任が集合し、対応を協議し、担当職員を通じて各家庭に連絡をする。早番の職員が上記警報や警報がなくとも報告を要すると思った際は、園長・主任に連絡をいれる。
- (2) 職員は、園長の指示の元、必要な業務を行うとともに、勤務時間外においても、園長の指示に従い出勤し、必要な業務に従事しなければならない。
- (3) 園長は職員の緊急連絡体制を整備しておなければならない。
- (4) 風水害の発生時、被害状況の確認や避難場所開設の調整など、行政庁等から保育園に対して、緊急連絡を行うことが想定される。そのため、夜間・休日でも確実に連絡できるよう、園長・主任の緊急連絡先について、市役所担当課に報告する。

第2部 震災対策

1 保育園における防災対策

地震が発生した際の基本的な対応についての周知徹底

- ア 保育園の対応（休園措置、登下校時の対応、園児の引渡し、連絡方法等）について、職員間で共通認識するだけでなく、保護者に対して、機会あるごとに周知し、徹底を図ること。また、必要な事項については、園児に対して防災教育の一環として教えること。
 - ・保護者に対しては、説明会において説明、徹底。
 - ・保育園のホームページに掲載。
- イ 職員の配備、動員体制について、職員が認識する。
- ウ 地震発生時における職員の役割分担を明確にし、全員が理解しておく。業務分担や組織図を拡大して職員室等に常時掲示する。

園内の避難経路、園児の避難集合場所を明確化

- ア 園の各所からの避難経路、避難場所を決めておく。その際、避難経路は、あらかじめ複数考えておく。
- イ 特に障害のある園児への対応を具體的に定めておく。
- ウ 避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないなど、日ごろからの管理に配慮する。（避難訓練の際に、気づいた点をチェックする。）

園内で行われる補助事業との連携

「地域子育て支援拠点事業」や「一時預かり事業」等と、災害時における対応について、決め事を整理し徹底を図り、保育園の防災訓練にも参加するものとする。

保育園の非常持出用重要書類の把握

非常時に持ち出すべき書類は何かをあらかじめ確認し、震災時には、誰が、どのように持ち出すかを決めておく。

非常持出用重要書類責任者：高橋 梨恵

2 保育園施設の安全管理等

(1) 保育園の安全点検

ア 定期的な園舎の安全点検を実施する。

「保育園施設・設備の安全点検リスト」を作り、防災訓練等の時期に併せて、園舎・設備の安全点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、壁、柱、床の亀裂、天井の剥離状況についても変化の様子を点検・記録しておく。

イ 転倒物、重量物等の転倒防止対策

- ① 保育室やホールなど園児が使用する部屋内では書架や戸棚等の固定、テレビやパソコン、スクリーン等の転倒落下防止対策を講じる。
- ② 職員用の平机やその背後にある戸棚、教卓等の位置、固定に配慮する。
- ③ 灯油、薬品、ガス（プロパンガスボンベ等）の保管場所についても注意する。

(2) 保育園施設設備の状況の整理

ア 誰が見ても分かりやすい敷地・園舎の平面図を準備しておく。

イ 園舎の電気配線図を準備しておく。

保育園設備内の電気室や高圧受電設備（キュービクル）から配電盤を經由して各教室等へ配線されている経路やコンセントの位置、容量等を確認しておく。

ウ 水道配管図を準備しておく。

- ① 水道の元栓の位置、各施設への止水弁の位置、各止水弁の機能を確認しておく。
- ② 保育園全体の水道水の流れがわかるようにしておく。

エ 災害時優先電話の利用方法等職員に周知しておく。

(3) 停電等で放送ができないときの連絡方法を準備しておく。

ア ハンドスピーカー、メガホン、可動式無線マイク・スピーカー設備等の準備。

イ 職員の指示に的確に従うよう、日頃からの準備が重要。

(4) 防災地図（ハザードマップ）の作成などによる地域の実状を把握しておく。

ア 保育園立地の地理的特徴による危険性を把握しておく。

イ 広域避難場所など避難可能場所を把握しておく。

3 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

1	年間指導計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
2	より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
3	地震発生時の保育園の対応について、職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
4	夜間、休日における連絡体制を確立しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
5	地震発生時における職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
6	連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
7	職員が、園内の避難経路、園児の避難集合場所を理解しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
8	補助事業「子育て支援拠点」「一時預かり」との連携を図っているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
9	非常持出する重要書類を把握するとともに、持出す役割の者を定めているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	
10	防災地図（ハザードマップ）など地域の実状を把握しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	

4 保育園施設・設備の安全点検リスト災害予防のための施設点検

(毎月、避難訓練担当者が実施)

園長	主任	担当者

1 保育室・事務所・ホール・給食室・廊下などの什器類の整理及び転倒防止		
1	天井から吊り下げた空調機や照明器具の有無	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2	放送設備（スピーカー、モニターテレビ）は、 きっちりと固定されているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
3	本棚など高さがある棚が固定されているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
4	黒板、掲示板、掛け時計、照明器具は 固定しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
5	厨房機器類は固定しているか。	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない
2 避難経路の点検		
1	園舎からの避難場所（表・裏駐車場）までの 間に障害物などないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある
2	各保育室から避難経路がきちんと2箇所 設けられ、障害物などないか。	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある
3 落下危険物の点検		
1	外壁から落ちてきそうなものはないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある
2	ガラスに割れやヒビはないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある
3	落ちそうな大きな木の枝や倒れそうな 木はないか	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある

自衛消防組織編成表

令和5年4月1日

通報連絡班 消防機関への通報及び事業所内指定場所への連絡にあたる

1	◎藤島 美帆	6	秦 美香
2	安田 香	7	久保田寧々
3	島田マリア	8	三澤 愛里
4	中村 真歩	9	影山 昭子
5	小田切亜希	10	望月美奈子

消 火 班 消火器、屋内消火栓等を使用して初期消火にあたる

11	◎山下 明美	16	大和田優奈
12	降矢 恵美	17	有泉 千絵
13	越智英里香	18	荒木 彩花
14	小嶋由梨恵	19	保坂みゆき
15	村松 亜耶	20	広瀬夕起子

避難誘導班 出火時における避難者の誘導及びパニック防止にあたる

自衛消防隊長 樋口あさ子	21	◎植田 眞規	26	上野 愛純
	22	小池 優実	27	高松由紀奈
	23	橘田 優希	28	小澤 美紀
	24	齊藤 彩菜	29	柳川 浩子
	25	立川 愛菜	30	深澤 千明
副隊長 植田 眞規				

搬 出 班 重要書類等の非常搬出にあたる

◎印は班長	31	◎雨宮 加奈	36	古屋 舎諒
	32	高橋 梨恵	37	坂下 結貴
	33	飯野 奈央	38	藤原 未帆
	34	岡 景子	39	矢島 瑞穂
	35	安田 久栄	40	海野杏寿香

応急救護班 負傷者等の応急救護にあたる

41	◎小倉 理沙	48	齋藤 愛
42	鵜 朱莉	49	保坂由美子
43	葉袋つばさ	50	櫻林 里恵
44	武井 佑梨	51	秋山 由貴
45	齋藤 綾香	52	中村 智子
46	渡邊 実紀	53	河野真奈美
47	宮崎 沙希	54	塚田 憲子

防護措置班 消防隊の誘導、消火活動上の障害物の除去、危険物、液化石油ガス等の安全措置にあたる

55	◎八巻 美香	60	深澤 麻樹
56	筒井 好	61	後藤あすか
57	須田亜貴子	62	名取 春美
58	三井 蘭子	63	荻野さゆり
59	長田奈緒美		

第3部 風水害対策

第1章 保育園における日常の風水害対策

1 実状把握

ハザードマップ等による地域の実状把握

保育園立地の地理的特徴による危険性の把握

町が作成したマップなどから、保育園周辺における河川の氾濫による浸水等の危険性を把握、確認する。

2 保育園としての事前対策

園児への事前対策

- ① 保育園は、園児に対して、風水害に対する心構え、知識、緊急対処の方法等について指導する。
- ② 園長は、あらかじめ保護者会と協議し、緊急時に保護者と連絡する方法、園児保護措置などについて定めておくものとする。

第2章 風水害時における保育園の対応

1 登園前・登園後で対応を区別

甲府市に「警報」が発表された場合、園児の安全を最優先した防災対策を講じ、園児への指導、保護者への周知について十分な配慮を行う。

(1) 登園前に「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表された場合

ア 午前7時の段階で「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」が発表継続中の場合、園長・主任・クラス主任が集合し、対応を協議、各家庭に連絡をする。早番の職員が上記警報や警報がなくとも報告を要すると思った際は、園長・主任に連絡を入れる。

イ 遠足なども原則として延期・中止とするが、目的地には暴風警報、大雪警報等が発表されておらず、出発を遅らせる措置等をとれば安全な場合などは、園長の適切な判断により、実施することができる。

(2) 登園後に「警報」が発表された場合

登園後に「警報」が発表された場合は、保育園や地域の状況に応じて、園長が適切な措置を講ずる。

2 保育園の施設管理者としての対応

(1) 施設管理者としての事前対応

園長は、風水害時の災害を未然に防止するため、園舎内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じる。

(2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管

園長は重要書類、文書、教材備品類の安全保管及び非常持出について準備し、被害を最小限にする。

(3) 給食施設の事前対応

ア 移動可能な機械器具類及び取り外し可能のモーター電気器具を安全な場所に移動させる。

イ 在庫物資を安全な場所に移動させる。

(4) 衛生管理者体制の確保

ア 各保育園は、園長を中心とした救急班及び防疫班を編成し、保育園における衛生管理の徹底を期する。

イ 大型台風接近の情報を受けたときは、消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行う。

ウ 衛生機材については、台風による被害を受けることのないよう安全な場所（2階等）に移動させる。

3 事前の対応等

(1) 台風情報の事前収集と早期対策準備

大型台風の接近の場合には、山梨県に接近するかいなか不確実な段階（接近の2日から3日前）から、気象庁発表の台風情報などに十分留意し、あらかじめ接近した場合にどのように対応するかについて、行政庁担当者と十分に情報交換を行うとともに、山梨県に接近の見込みが高い状況に至ったときに、早期に対応が図れるように対策を準備しておく。

(2) 保育園施設の安全点検実施

台風接近等の場合、園長は事前に窓ガラスの破損がないか、強風により飛ばされるものがないかなど施設の安全点検を行う。また、工事中の場合等については、請負業者と連絡をとり、暴風雨による被害を事前に防止するための対策を講じさせるなど、警戒に当たらせる。

(3) 保育園施設に被害発生のおそれがある場合の参集

園長・主任は、夜間・休日等において、甲府で大雨・洪水警報、暴風、暴風雨警報など気象警報の発表を覚知した場合、保育園及び保育園周辺の状況について、情報収集に努め、保育園施設に被害発生のおそれがある場合は、速やかに職員等の参集するなど必要な対応を行うこと。被害の状況が著しく園長・主任での対応が困難な場合には、園長は職員の動員を命令することができる。

第3章 保育園施設等が被害を受けた場合の対応

1 風水害時の応急対応

被害を受けた場合は、園長は速やかに被害状況を市役所に報告する。

2 保育園としての事前対策

(1) 応急教育等の措置

- ア 園長は、風水害時の状況に応じ、保育園の防災計画に基づき、園児の安全を最優先した適切な措置を講じる。
- イ 園長は、被災の状況を考慮し、可能な範囲で保育園活動の実施を図る。
- ウ 被災した保育園の実態を検討し、被災園児数に応じて修養対策を講じる。
- エ 始業開始前に園庭や園舎を確認し、危険のないように処置を行う。被害が大きいことが予想される場合は、勤務時間前に出勤し2次被害の防止に務める。

(2) 応急復旧措置

- ア 園長は、被災箇所を点検し、園児の安全を確保するために必要な措置を講じる。